

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年3月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオンタウン糸魚川  
所在地 糸魚川市上刈六丁目439番1外  
設置者 イオンタウン株式会社 他2者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 矢野 博丈  
(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 矢野 靖二
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 他7者  
(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 他5者
- 3 変更年月日
  - (1) 平成30年3月1日
  - (2) 平成28年6月20日及び平成28年12月1日
- 4 変更の理由
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の撤退
- 5 届出年月日  
平成30年3月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年3月20日から平成30年7月20日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp